

令和6年9月2日  
北沢総合支所  
地域振興課

議会の委任による専決処分の報告  
(自動車汚損事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和6年4月16日(火)午後7時頃
- (2) 発生場所 世田谷区北沢二丁目8番18号  
北沢タウンホール 地下2階駐車場
- (3) 事故内容 事故発生場所の付近では漏水が発生しており、一部駐車区画上部の天井梁に、コンクリート材が酸化したことにより発生した粉末が付着していた。この粉末が飛散し、当該駐車区画に駐車中の乗用車に汚損を生じさせた。
- (4) 相手方等 別紙のとおり

2 相手方への損害賠償額 10,800円  
(特別区自治体総合賠償責任保険により全額補てん)

3 専決処分日 令和6年7月16日